



産前産後期間・育児期間の 国民年金保険料の納付免除について

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805 【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923 【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

令和8年10月1日より、1歳までのお子様を育てる方（父母・養父母）対象の育児期間免除制度が新しく始まります。産前産後期間・育児期間の届出をすることにより国民年金保険料の納付が免除され、納付したものとして年金額に反映されます。

対象となる方

- ①産前産後期間免除は、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
 - ②育児期間免除は、令和8年10月1日時以降の該当期間において国民年金第1号被保険者で、子どもが1歳未満の方
- ※産前産後期間は母親のみ、育児期間は父母・養父母ともに免除対象となります。

納付が免除される期間

- ①産前産後期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
- ②育児期間は、誕生月からお子様が1歳になる誕生日の前月まで

受付期間

産前産後期間免除については、出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

育児期間免除については、出生日以降から届出ができます。

必要書類

以下の書類をご用意いただき、本庁および各支所窓口へお越しください。

●産前産後期間免除

出産前の届出の場合は、出産予定日の記載がある母子健康手帳など。

出産後の届出の場合は、必要情報を市役所で確認できる場合は原則不要。

※子が別世帯などの場合は、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

●育児期間免除

市民環境課戸籍年金係（0986-76-8805）または鹿屋年金事務所（0994-42-5121）へお問い合わせください。

マイナポータルからスマートフォンで電子申請ができます。



◀詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます）

鹿屋年金事務所による出張年金相談 ※年金請求の相談が優先となります。

日 程	時 間	場 所	予 約 先
10月14日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 南棟 2階 多目的室1	市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。